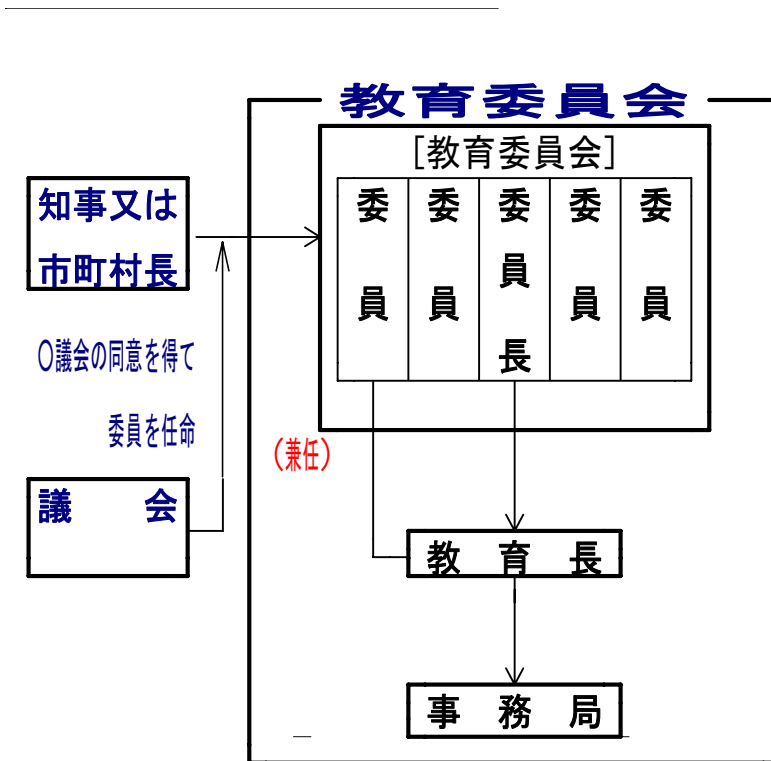


規制改革(教育関係)について

(小坂臨時議員提出資料)

平成18年6月7日
文 部 科 学 省

現行教育委員会制度の意義



教育委員会の事務

学校教育、社会教育、文化、スポーツ

政治的中立性の確保

教育は、その内容が中立公正であることが極めて重要。個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

継続性・安定性の確保

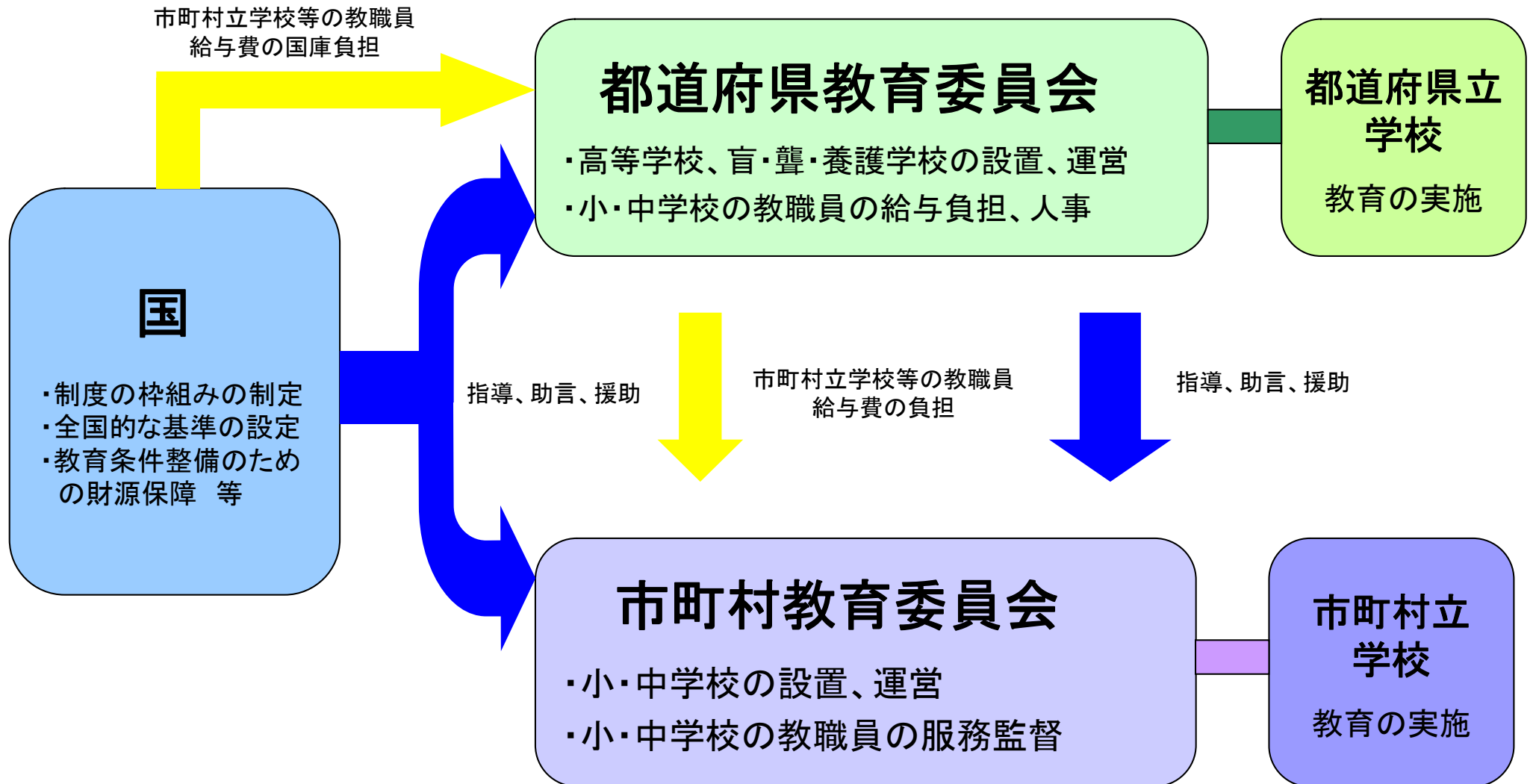
人の移動が活発な今日、特に義務教育について、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。

地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加を踏まえて行われることが必要。

- 〇教育、特に学校教育に関する事務は、教育委員会が担う。
- 〇学校のある全ての地方公共団体に教育委員会を置く。

地方の責任による創意工夫ある学校教育



規制改革(教育関係)について (参考資料)

(小坂臨時議員提出資料)

平成18年6月7日
文 部 科 学 省

教育委員会制度における中立性、安定性、継続性確保のための仕組み

①首長からの独立制

学校等教育機関の設置管理など教育事務については、教育委員会に単独で事務を執行する権限を付与。

⇒首長から独立した権限を持つことにより、教育行政の中立性等を確保。

②合議制

多数決により教育行政の基本方針を決定。

⇒独任制ではなく、合議制にすることにより、教育行政の方針が一個人の価値判断に左右されることを防ぐ。

③委員の交代の時期は重ならない

<最初に任命される委員の任期>

★定数6人の場合★

4年任期が2人、3年任期が1人、2年任期が2人、1年任期が1人。

★定数5人の場合★

4年任期が2人、3年任期が1人、2年任期が1人、1年任期が1人。

★定数3人の場合★

4年任期が2人、3年任期が1人、2年任期が1人

以降、原則毎年1人ずつが交代

(途中辞職の場合、前任者の残任期間)

⇒①委員の交代により急激に教育行政の方針が変わることを避ける。

②首長・議員の任期が4年であるため、委員の任命を通じて教育行政の安定性、中立性がおびやかされることを防ぐ。

④委員の身分保障

任期中は一定の事由がある場合を除いては、失職・罷免されない。

⇒委員の身分を保証して教育行政の安定を確保。

⑤同一政党所属の委員の制限

同一政党所属者を2名までに制限。

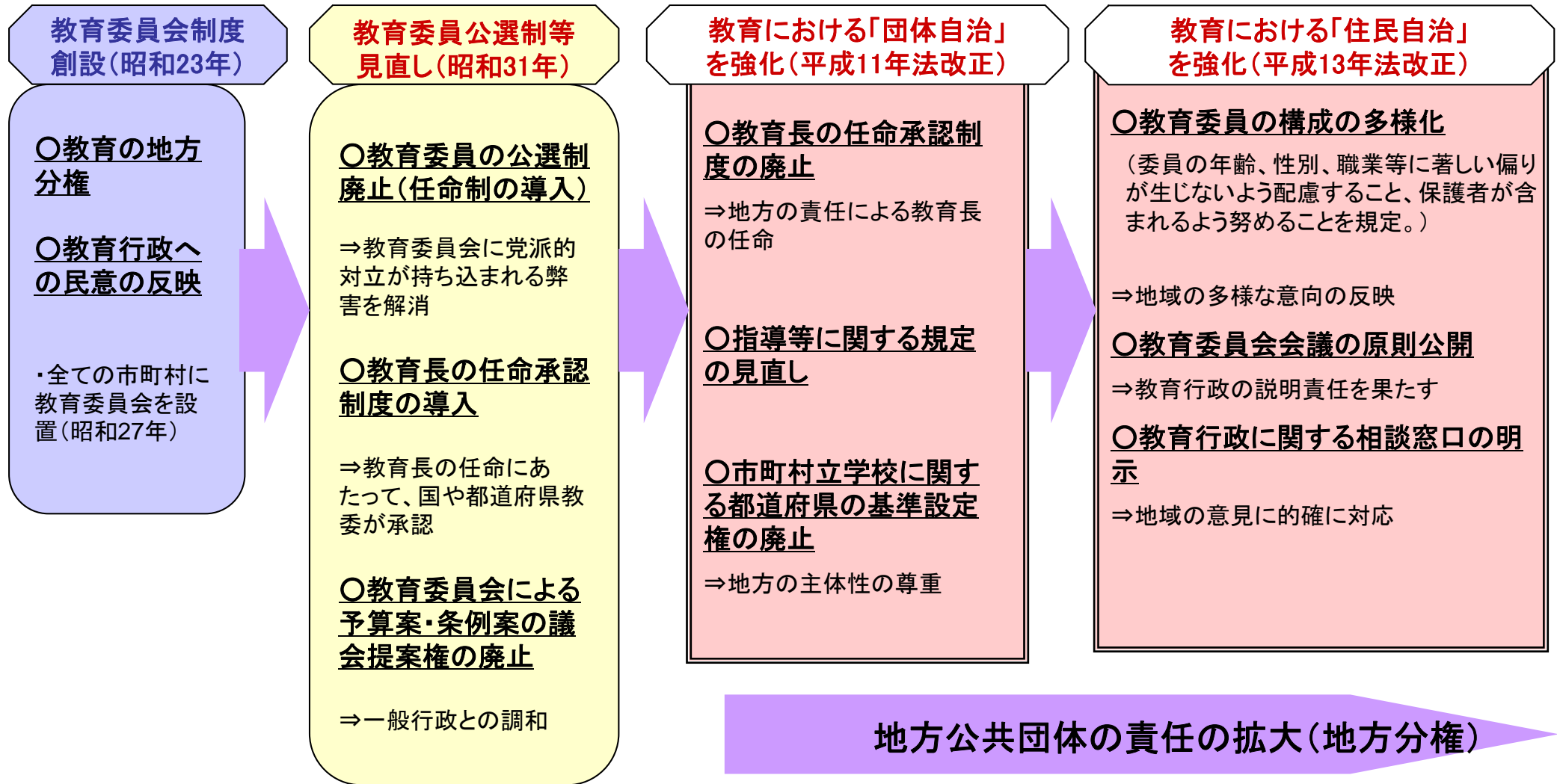
⇒委員会の中立性を確保。

⑥委員の政治活動を制限

教育委員は、政治的団体の役員となったり、積極的な政治活動を行うことが禁止されている。

⇒委員の中立性を確保。

教育委員会制度の改革～教育行政の地方分権の流れ～



地域の意向を反映した主体的な教育行政の推進

教育委員の状況

教育委員の状況（平成17年5月1日現在、出典：教育行政調査中間報告）

		都道府県	市町村
総数		233人	9,868人
女性の割合		31.3%	27.1%
職種	医師、弁護士、 大学教員、宗教家等	41.2%	20.4%
	会社役員等	42.9%	18.7%
	農林漁業等	0.4%	13.8%
	商店経営等	0.4%	6.0%
	その他	0.4%	4.1%
	無職	14.6%	37.0%
教職経験者以外の者の割合		79.0%	68.6%
保護者の割合		16.3%	14.5%

教育委員構成における女性及び保護者の割合の推移

※教育長たる教育委員を除く

